

【補聴器購入費補助事業】 難聴者補聴器購入費用を補助します

内 容

聞こえの悪さから家族や友人とのコミュニケーションが取りづらい高齢者等に対して聞こえの状態を改善し、より健やかに過ごすことができるよう補聴器の購入費用を補助します。

対 象 者

次の(1)～(4)の全てを満たす方

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している満18歳以上の方
- (2) 聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちでない方、または対象とならない方
- (3) 両耳の聴覚レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科の医師により診断されている方
- (4) 町税等を滞納していない世帯の方

補助金額

補聴器購入費用の1／2以内。上限は3万円。

注意事項

- 耳鼻咽喉科の医師による証明を得るための医療機関受診費用【注1】は自己負担となります。【注1】受診料、検査料、処置料、文書料（医師意見書作成料）など
- 医療機器認定を取得した補聴器の購入費用以外【注2】は補助対象外です。
【注2】集音器や付属品のみの購入、修理やメンテナンスに要した費用など
- 申請は、補助対象者1人につき片耳装用、両耳装用問わず1回限りです。

■補聴器購入の前にご確認いただきたいこと

- 聞こえの状態を確認してもらうため、補聴器購入の前に耳鼻咽喉科を受診していただきますようお願いいたします。受診いただくことにより難聴の原因を確認することができ、今後どのような対応を取っていくのが最善なのか、必要となる情報を得ることができます。例えば、治療することにより改善する場合や、身体障害者手帳の交付対象となる可能性があります。
- 補助対象となるのは、医療機器認定を取得した補聴器の購入費用のみです。
- 販売事業者の指定はありませんが、補助要件を満たす製品であることを十分確認のうえ購入してください。

申請方法等については裏面をご覧ください

下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付までの流れ

1. 申請書等の提出をお願いします

○以下、①～④の全ての書類を役場保健福祉課高齢者係へ提出してください。

①下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）

②申請前3か月以内に作成された医師意見書（様式第2号）

- ・上記①・②の様式は、役場保健福祉課高齢者係のほか地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者に配布します。
また、町ホームページからも入手できます。

③購入した補聴器の仕様又は構造等が確認できる書類

- ・補助要件を満たしている製品であるかどうか確認するために必要です。
パンフレットや取扱説明書等の写しをご用意願います。

④補聴器購入に係る領収書

- ・領収書原本を添付願います。

2. 町で審査を行います

○補助対象である場合は、「下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）」によりお知らせします。また、決定通知と併せて「下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付請求書（様式第5号）」を同封しますので所定の様式により補助金の請求を行ってください。

○補助対象とならない場合は、「下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）」により不交付理由を記載のうえお知らせします。

お問い合わせ先

下諏訪町 保健福祉課 高齢者係

電話：0266-27-1111（内線126・127）

FAX：0266-27-1676

※確定申告・住民税申告の医療費控除には、この申請の医師意見書とは別に「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要です。（詳細については、諏訪税務署 0266-52-1390 へお問い合わせください。）